

令和5年度

# 事業計画書

社会福祉法人 はびねす福祉会

## 目 次

### 令和5年度 事業計画書

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 法人本部事業                    | 1～3   |
| 生活介護事業                    | 4～6   |
| 居宅介護等事業                   | 7～8   |
| 手話通訳事業                    | 9～14  |
| 1. 手話通訳設置事業               |       |
| 2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業       |       |
| 3. 手話奉仕員養成研修事業            |       |
| 4. 要約筆記奉仕員養成研修事業          |       |
| 5. 島根県要約筆記者養成講習会事業        |       |
| 6. あゆみの里手話通訳者等派遣事業        |       |
| 地域活動支援センター事業              | 15～18 |
| 障害児通所支援事業                 | 19～21 |
| 日中一時支援事業                  | 22    |
| 相談支援事業                    | 23～28 |
| 1. 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務 |       |
| 2. 委託相談支援事業               |       |
| 3. 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業   |       |
| 4. 指定一般相談支援事業             |       |
| 就労継続支援B型事業                | 29～32 |

## 法人本部

1. 目的 障がい者が住み慣れた地域で、安心でき自立した生活が送れることを基本理念とし、地域に信頼される法人となるため、法人運営を適正に行い、法人の組織体制を確立し、さらに地域貢献ができるように果たす役割を考え、事業展開を図る。

当法人の経営理念に基づき、『広い心とさわやかな笑顔』を職員一人ひとりが意識し、信頼される施設・利用しやすい施設を目指してサービス提供に努め、障がい者福祉の充実を図っていくことを目指す。

## 2. 役員

- (1) 理事 現任 6 名（令和 3 年 6 月 22 日から  
令和 5 年度 6 月開催予定の定時評議員会終了時まで）

- (2) 監事 現任 2 名（令和 3 年 6 月 22 日から  
令和 5 年度 6 月開催予定の定時評議員会終了時まで）

## 3. 評議員

- (1) 評議員 7 名（令和 3 年 6 月 22 日から  
令和 7 年度 6 月開催予定の定時評議員会終了時まで）

## 4. 理事会 年 2 回以上開催する

- (1) 定時理事会 6 月上旬～中旬に開催する（令和 4 年度事業報告及び決算の審議）  
3 月上旬～中旬に開催する（令和 6 年度事業計画及び予算の審議）

- (2) 臨時理事会 上記以外に、必要に応じて開催することがある

## 5. 評議員会 年 2 回以上開催する。

- (1) 定時評議員会 6 月中旬～下旬に開催する（令和 4 年度事業報告及び決算の審議）

- (2) 臨時評議員会 上記以外に、必要に応じて開催することがある

## 6. 監事監査会 年 2 回（5 月・11 月）に開催する。

## 7. 主要行事

- (1) 4 月 「ライト・イット・アップ・ブルー」キャンペーン  
(2) 10 月 福祉ゾーンまつり（あゆみの里まつり）

## 8. 役員研修

- 社会福祉法人 監事研修
- 社会福祉法人 役員研修
- 社会福祉法人 経営セミナー
- 社会福祉法人 役員セミナー
- 経営管理者研修
- 職場研修推進研修

## 9. 職員研修

- 障害者福祉事業経営セミナー
- 会計管理実務者研修
- 労務管理研修
- 人事考課制度研修
- 虐待防止・権利擁護研修
- 人権研修
- 苦情解決研修会

## 10. 開催委員会

- 苦情解決委員会
- 虐待防止委員会
- 身体拘束適正化委員会
- 衛生委員会
- 防火管理委員会

## 11. 加入団体

- 独立行政法人 福祉医療機構
- 島根県社会福祉法人経営者協会
- 島根県社会福祉協議会
- 益田市社会福祉協議会
- 益田・鹿足成年後見センター
- 石西地域人権を考える企業等連絡会
- 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
- 島根県・益田市安全運転管理者協会
- 島根県社会保険協会
- 精神障がい者の地域生活を支える会
- 島根県精神当事者連絡会
- 島根県精神保健福祉協会

## 12. 今年度の重点取組み事項

- ・ 組織体制を一新し、法律や規程に沿った事業運営を適切に行う。
- ・ 内部経理体制を確立し、適切な決裁処理を行う。さらにチェック体制を強化し、理事会等への報告の漏れがないようにする。
- ・ 事業ごとに職員配置を見直し、運営の効率化に努める。
- ・ 島根県や益田市とも協議し、健全な運営に戻るよう、業務の改善を行う。

# 生活介護事業

## 1. 事業目的

通所により入浴、給食、介護サービスや日常生活に必要な援助、生産活動・創作活動を行い、心のリフレッシュを図るとともに生活全般の質の向上を図り、自立した日常生活または地域生活を営むことができるよう支援する。

## 2. 事業内容

利用者の個々の状態に合わせ必要な支援を提供する。

### (1) 日常生活の支援

食事（食事介助、刻み、ペースト食事形態の提供、経管栄養、食事量チェック、水分管理、口腔ケア）

入浴（一般浴、機械浴、洗髪、洗身、着脱介助、見守り、整容、爪切り、移動、移乗介助）

排泄介助（排泄管理、誘導、介助）

生活能力向上の支援（日常生活訓練・社会適応訓練等）

### (2) 医療的支援

健康管理（医療的ケア、バイタルチェック、服薬確認、傷の処置、浣腸、体重測定 血糖値測定）

### (3) 日中活動支援

機能訓練（リハビリテーションカレッジ（三隅）理学療法、言語聴覚療法・3B体操・音楽療法・散歩、四季散策・マッサージ 視覚パソコン活動）

余暇活動（大正琴・カラオケ・DVD鑑賞・音楽鑑賞・レクリエーション リラクゼーションやすらぎ空間提供）

創作活動（ステンシル・エコクラフト・習字・壁面飾り・封筒作り 広告ごみ箱作り 野菜作り）

### (4) 社会参加の支援

外出行事（散歩・四季散策・買い物・初詣）

### (5) 相談支援

本人及び家族からの相談

### (6) 個別支援計画の作成

個別支援計画の作成・アセスメント・モニタリング  
ケア会議の出席

(7) その他 送迎

3. 利用対象者

益田市・津和野町・吉賀町の方（その他の地域は要相談とする）

市・町が支給決定をした者

（障害支援区分3以上、ただし50歳以上の場合障害支援区分が2以上である者）

4. 実施時間帯 9時30分～15時45分

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 8時30分  | 迎え                                 |
| 9時30分  | 健康チェック 朝の会（連絡）                     |
| 10時00分 | ラジオ体操・ストレッチ体操<br>入浴・機能訓練・個別活動・創作活動 |
| 12時00分 | お口の体操（口腔体操）<br>昼食・口腔ケア・休憩          |
| 13時00分 | 入浴・機能訓練・個別活動・講座<br>集団レク            |
| 15時15分 | 終りの会（連絡）                           |
| 15時45分 | 送り                                 |

5. 利用定員・時間帯等

定員 20名

営業日 月曜日から金曜日 午前9時30分から午後3時45分

休業日 土曜日、日曜日、祝日

12月30日から1月3日

6. 利用料金

- ・原則1割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項に定める）

7. 実施場所

益田市障害者福祉センター あゆみの里（益田市横田町2087番地1）

8. 事業担当職員

|           |     |      |       |
|-----------|-----|------|-------|
| 管理者       | 兼務  | 1名   |       |
| サービス管理責任者 | 常勤  | 1名   |       |
| 看護師       | 常勤  | 1名以上 | 非常勤1名 |
| 生活支援員     | 常勤  | 2名以上 | 非常勤1名 |
| 運転手       | 非常勤 | 2名   |       |

医師 嘱託 1名  
その他必要に応じてパート職員で対応

9. 協力医療機関 医療法人 共生会 なかしまクリニック  
(益田市横田町 2532 番地)

10. 重症心身障がい児(者) 在宅サービス提供体制整備事業(県事業)

(1) 利用対象者

在宅の重症心身障がい者

(2) 事業担当職員

看護職員等 常勤 1名 (兼務)

その他兼務職員で対応

### 11. 主な年間行事内容計画

|     |                  |
|-----|------------------|
| 4月  | ・お花見ウォーキング(運動公園) |
| 7月  | ・散策              |
| 10月 | ・福祉ゾーンふれあいまつり    |
| 11月 | ・ショッピング          |
| 1月  | ・初詣              |
| 3月  | ・利用者会議           |

・季節行事を行う ・避難訓練2回/年  
・おやつ提供

### 12. その他

- (1) 実習生受け入れ(利用を想定した養護学校生徒の実習、高校生、専門学生など)
- (2) ボランティアの受け入れ(精神保健ボランティアこもれび、サマーボランティア手芸ボランティア等)
- (3) 職員研修
  - ・福祉職員、人権、虐待、権利擁護 強度行動障害 等の研修
  - ・介護研修
  - ・職員会議 ケース検討会議(月1回)

#### 〈今年度の重点取り組み事項〉

○障がいの重度化・利用者の加齢に伴う身体機能の低下や進行性の障がいによって様々な機能低下が生じている中、利用者個々の変化していく支援内容を職員間の情報共有の徹底と、安全・安心な支援の提供を実施する。

- ・介護技術のスキルを高める。
- ・医療的ケアを安全・適切に対応する。(看護職員と生活支援員の協働)
- ・発達障がいの方への構造化した環境整備

○安全衛生管理・感染予防の徹底。

## 居宅介護等事業

指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援

### 1. 事業目的

障がい者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

### 2. 利用対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、介護給付(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護)及び、移動支援事業の支給決定を受けた方が対象とする。

### 3. 事業内容

障がい者が家庭での生活ができるよう次の事業を行う。

#### (1) 居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介助等身体介護、掃除、洗濯等家事援助、通院介助を行う。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

#### (3) 行動援護

自己判断が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

#### (4) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において、安全かつ快適に移動の支援を行い視覚情報の提供を行う。

#### (5) 移動支援事業（地域生活支援事業）

障がい各手帳の所持者で市内に居住する方で、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出支援を行う。

※ 市が定める金額1割を負担

#### (6) その他

定期的にサービス提供及び継続の有無について見直しを行う。

必要に応じて関係機関との連絡をとり連携を密にし、事業が円滑に実施できるように努める。

### 4. 職員会議・研修

#### 会議

- ・ヘルパー職員会議
- ・ヘルパー会議
- ・その他（ケース会議等）

## 研修

- ・ 同行援護従事者養成研修（一般課程）
- ・ 同行援護従事者養成研修（応用課程）
- ・ 人権研修

## 5. 実施時間

午前 6 時から午後 10 時まで（原則）

## 6. 利用料金

原則 1 割負担（軽減措置あり）

## 7. 職員体制

|           |              |
|-----------|--------------|
| 管理者       | 1 名（兼務）      |
| サービス提供責任者 | 1 名（常勤）      |
| 訪問介護員     | 常勤換算 2.5 名以上 |

## 8. 職員の資格

介護福祉士  
社会福祉士  
訪問介護員 2 級養成研修課程修了  
同行援護従業者養成研修修了  
強度行動障害支援者養成研修修了  
行動援護従事者養成研修終了  
重度訪問介護養成研修修了

## 9. 事業所

益田市障害者福祉センター あゆみの里（益田市横田町 2087 番地 1）

### <今年度の重点取り組み事項>

- ・ 少ない人員のなか、確実な支援が提供できるように創意工夫を行い、適切な対応できるように努める。
- ・ 一人ひとりのニーズに沿った在宅生活を送れるように、利用者とのコミュニケーションを大切に支援する。
- ・ 同行援護等の資格取得の研修に参加し、より専門性の高い支援ができるように努める。
- ・ 連絡・報告を密に行いながら正確な情報を共有し、また他事業者とも連携を取ることで利用者にとってより良い支援に繋げる。
- ・ ヘルパーのストレスを軽減するため、日頃から声を掛け合うようにして話し合いができやすい環境を作る。

## 手話通訳事業

### 〈目的〉

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者に手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う。また意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者福祉のさらなる向上と誰もが共生できる地域社会の実現を目的とする。

### 〈当該事業〉

#### 1. 手話通訳設置事業（益田市・津和野町・吉賀町）

##### (1) 事業内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化と社会参加を促進するため、手話通訳を行う者（手話通訳者）を益田市障害者福祉センター「あゆみの里」と津和野町役場・吉賀町役場に設置する事業

##### (2) 業務内容

- ・ 庁舎内外における手話通訳、相談受付等（益田市役所を除く）
- ・ 益田広域消防本部からの依頼による緊急時の手話通訳
- ・ 聴覚障がい者等の理解啓発に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 手話指導に関すること
- ・ 手話通訳者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 要約筆記者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 手話及び要約筆記奉仕員の研修会の企画運営に関すること
- ・ 手話奉仕員養成講習会の企画運営に関すること（益田市・津和野町・吉賀町）
- ・ その他、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に関すること

##### (3) 実施方法等

- ・ 手話通訳者は、聴覚障がい者等からの手話通訳等の依頼に対し、必要に応じて通訳者の調整等の対応を行う。
- ・ 事業実施にあたっては、行政と十分協議し実施する。

##### (4) 職員の研修、会議

###### 〈研修〉

- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯 中堅職員スキルアップ研修
- ・ 手話通訳に関わる専門的研修
- ・ 要約筆記に関わる専門的研修
- ・ 福祉専門職研修
- ・ 虐待防止研修会
- ・ メンタルヘルス研修

- ・ リスクマネジメント研修
- ・ 人権、権利擁護研修

《会 議》

- ・ 設置通訳者会議

(5) 頸肩腕障害予防検診

- ・ 専任手話通訳者等は、1年に2回専門医を受診する。

2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業 (益田市・津和野・吉賀)

(1) 事業内容

手話または筆記を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援する。また、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、聴覚障がい者等の申し出により登録された手話通訳及び要約筆記者を派遣する事業

(2) 派遣対象者

行政が必要と認めた聴覚障がい者等

(3) 派遣の対象となる事項等

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、聴覚障がい者の自立と社会参加が促進されるよう、行政と十分協議しながら実施する。

(4) 通訳には、以下のものがあたる。

手話通訳士 手話通訳者 手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員の資格をもつ者で行政に登録している者

(5) その他

派遣調整担当者（コーディネーター）において、派遣調整が円滑に行われるようにする。コーディネーターは手話通訳者が担当する。

3. 手話奉仕員養成研修事業

【養成講習会(基礎課程)】(益田市・津和野町・吉賀町)

(1) 事業内容

聴覚障がい者との交流活動の促進、手話で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

(2) 対象者

手話を学びたい意欲があり、聴覚障がいについて理解のある人  
入門課程を修了した人

(3) 実施期間等

令和5年4月～令和6年3月

(4) 実施内容及び方法等

- ・厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに基づき実施する。  
尚、必要に応じて補講を実施する。

(5) 実施場所 (行政との協議により、変更もあり得る)

益田市：市民学習センター

津和野町：滝元枕瀬公民館

吉賀町：吉賀町社会福祉協議会

(6) 担当者

聴覚障がい者主講師 1名

手話通訳者 1名

補助講師 若干名

※事業を円滑かつ効果的に実施するため、講師団を結成する。

(7) 職員等の研修、会議

《研修》

- ・手話通訳に関わる専門的研修
- ・手話奉仕員養成指導講師に関する研修

《会議》

- ・講師団会議

【研修会】(益田市・津和野町・吉賀町)

○登録者研修会

(1) 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、手話の技術と知識の向上及び対人援助技術の習得を図る。

(2) 対象者

登録手話奉仕員

#### 4. 要約筆記奉仕員養成研修事業 (益田市・津和野町・吉賀町)

##### 【研修会】

##### (1) 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、要約筆記技術と知識の向上と、援助技術の改善や研鑽を通して専門性の向上を図るとともに、対人援助技術の習得を図る。

##### (2) 対象者

登録要約筆記奉仕員

##### (3) 職員等の研修、会議

###### 《研修》

- ・ 要約筆記に関わる専門的研修
- ・ 全要研専任講師のオンラインによる技術指導研修

###### 《会議》

- ・ 講師団会議

#### ◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 聴覚障がい者に関わるすべての人との信頼関係を深め、言語としての手話の普及や聴覚障がい者等の理解啓発を進める。(企業や学校、地域等への啓発活動)
- ・ 手話通訳技術と知識の向上及び要約筆記技術の向上や、対象者に合わせた支援ができるように研修を行う。また意思疎通支援者としての資質向上を図る研修会を行う。
- ・ 益田圏域では、専門性の高い意思疎通支援者(手話通訳者、要約筆記者)が常に不足している状況が続いており、必要な場面で通訳派遣をお断りする状況もある。意思疎通支援者を増やすために対象者を明確にした研修会を行う。

## 島根県要約筆記者養成講習会事業 【島根県より事業委託】

- (1) 事業内容  
聴覚障がい者の福祉と社会参加を促進し、要約筆記に必要な知識、技術及び対人援助技術をもった要約筆記者の育成を目的とする。
- (2) 対象者  
聴覚障がい者に理解があり、要約筆記者認定試験を受験される方。
- (3) 実施期間等  
令和5年4月9日～令和6年10月31日
- (4) 実施場所  
益田市総合福祉センター（益田市須子町3-1）
- (5) 実施内容及び方法等  
厚生労働省要約筆記者養成カリキュラムに基づき実施する。
- (6) 職員等の研修、会議
  - 《研修》
    - ・ 要約筆記に関わる専門的研修
    - ・ 要約筆記者養成指導講師に関する研修
  
  - 《会議》
    - ・ 講師団会議

### ◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 要約筆記は手話に比べると、認知度が低いので理解啓発活動を行う。全国統一試験の合格を目指した学習会を行う。

## あゆみの里手話通訳者等派遣事業

### 〈目的〉

地域の様々な機関や団体が手話通訳や要約筆記を活用することによって、聴覚障がい者の社会参加を促進し、また手話通訳や要約筆記の社会的な認識を高めることを目的とする。

### 〈事業内容〉

委託事業以外に主催者が費用負担する手話通訳者や要約筆記者（以下、手話通訳者等）を派遣調整する事業

#### (1) 派遣対象者

手話通訳や要約筆記を必要とする主催者で、費用負担できるもの

#### (2) 派遣手話通訳者等

法人に登録した手話通訳者等

#### (3) 派遣の決定

聴覚障がい者の社会参加を目的とした事項について派遣するものとする。

法人が可否の決定を行い、法人に登録した通訳者から適任者を調整し、派遣する。但し、以下のいずれかに該当する場合は、派遣しない。

- ①人権の侵害や反社会的な目的に利用される懸念がある場合
- ②理事長が不適切と判断した場合

#### (4) その他

事業実施にあたっては、法人と派遣対象者と十分協議し実施する。

### ◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・講演会等に手話通訳等をつけてもらえるように啓発活動に力を入れる。
- ・主催者と通訳者とをつなぎ、適切な対応が出来るよう支援する。
- ・各職種の倫理綱領に基づき、専門職としての活動ができるように研修会を開催する。

## 地域活動支援センター事業

目的：障がい者の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供をするとともに、社会との交流の促進を図り、基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援をする。

### 事業内容：

#### 1. 憩いの場の提供

当事者の情報交換、交流、就労・作業の休憩等、憩いの場を提供する。また、生活のリズムの維持や入浴等、日中の居場所としての機能も持つ。

#### 2. 創作活動、生産活動、仲間づくりの機会の提供

創作活動や生産活動、講座、レクリエーション、行事等を通じて生きがいを見出し、仲間づくりや人間関係を作る機会を提供する。

- ・調理、お菓子作り
- ・手芸
- ・軽スポーツ
- ・カラオケ
- ・音楽の会
- ・外出行事
- ・音楽クラブ
- ・麻雀
- 他

#### 3. コミュニケーションや人間関係づくりの支援

グループワークの手法を活用し、コミュニケーションや人間関係づくりを支援する。

- ・茶話会（司会・記録等当事者主体で実施）
- ・当事者のつながりミーティング  
（あゆみミーティングクラブ、音楽や手話を通じたミーティング等）
- ・ミーティンググループ（臨床心理士による）
- ・S S T（生活技能訓練、ロールプレー等） 他

#### 4. 地域交流活動

##### ①地域住民と一緒に活動する行事

- ・お花見交流会
- ・グランドゴルフ&バーベキュー交流会
- ・ボーリング交流会・絵手紙講座（月1回）・麻雀交流会
- ・地域イベントや福祉ゾーンまつりへの出店
- ・ファイブハーツクリスマス交流会
- ・新年会 他

- ②他市町当事者会及び地域活動支援センター利用者との交流会
- ③地域交流室の貸し出し、福祉等に関する本、ビデオの貸し出し
- ④地域や公共施設が開催する行事への参加、奉仕活動  
(精神障がい者の地域生活を支える会の事務局、こもれびの行事、西益田地区行事、人権センターやグラントワ、美術館行事等)

#### 5. 相談

来所や電話での相談に応じ、個別支援をする。必要に応じて相談支援事業所等と連携し、関係機関を紹介する。

#### 6. ボランティアの育成とボランティア・実習生の受け入れ

こもれび、支える会の会員へ各種行事や研修会のご案内をする。

#### 7. 啓発活動

- ① 学習会の開催（年2回）
  - ・障がい当事者や家族、地域住民、ボランティア、関係機関等に病気や障がい、人権について、正しく理解してもらうための「啓発学習会」や、利用者の社会生活力を高めるような「利用者のための学習会」を開催する。
- ② 当事者活動の支援
- ③ 広報誌『はっぴ一号』の発行

職員研修：・精神障がい、発達障がい、ひきこもり等に関する等各種専門研修  
 ・対人援助技術に関する研修  
 ・人権研修  
 ・その他（各種連絡会等）

利用対象者：障がい者及び家族の方で、センターに登録をした方

実施時間帯：平 日 午前8時30分から午後5時  
 土 曜 日 午前8時30分から午後4時  
 休 業 日 日・祝祭日 12月30日から1月3日

担当職員：施設長1名（兼務）

精神保健福祉士等 1名（常勤・専従）

指導員2名（常勤、兼務）

## 行事計画

| 月   | 行事                  |
|-----|---------------------|
| 4月  | 啓発学習会【支】            |
| 5月  | グラウンドゴルフ交流会【支】      |
| 6月  | 避難訓練、ポコ・ア・ポコとの交流会   |
| 7月  | 学習会（社会生活力の向上）       |
| 8月  | 啓発学習会【支】            |
| 9月  | グラウンドゴルフ交流会         |
| 10月 | 福祉ゾーンふれあいまつり        |
| 11月 | 避難訓練・視察研修【支】        |
| 12月 | ファイブハーツクリスマス交流会への参加 |
| 1月  | 新年会（新年 WEEK）        |
| 2月  | ヴィレッジせいわたの交流会       |
| 3月  | 学習会（社会生活力の向上）       |

【支】…精神障がい者の地域生活を支える会と共催

### 《今年度 重点取り組み事項》

- ①来所してくださった利用者全員が、「来てよかった」と思っていただけ  
「憩いの場」であることを目指す。
- ②必ずしも安定していない精神状態の利用者と接する際、職員の感情のコン  
トロール、言葉遣いは、常に丁寧で、きめ細かいものが必要である。毎月  
実施する職員会議の中で、利用者との接し方について振り返りを実施する。
- ③利用されている方の心の平穏が続くために、～言葉にじっと耳を傾ける  
「傾聴」～を基本に支援をする。日常生活における具体的な課題と思われ  
ることについては、関係機関につないでいく。
- ④様々な生き辛さを抱えた利用者を支援していくという目的を忘れず、そ  
のための専門的知識を獲得し実践するための研修会、勉強会に積極的に  
参加する。

- ⑤「子ども・若者支援センター」「ひきこもり支援センター地域拠点」等関係機関と連携を取りながら、ひきこもりの方が一歩踏み出す『居場所』としての役割の一旦を担うことを目指す。また、地活の予定表やはっぴー号を利用して、ひきこもりの方、あるいはご家族の方へ直接届くことを目指し、メッセージを地道に発信し続ける。
- ⑥「こもれび」の皆さんの活動をよく知り、また地活の活動よく知っていただくために「こもれび」の例会に参加する。

## 障がい児通所支援事業

### 1. 事業目的

心身に障がいのある児童、あるいは発達に特性のある児童に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切、かつ効果的な指導及び訓練をする。

### 2. 事業内容

#### (1) 自立支援と日常生活の充実のための活動

- ・ 個別プログラム
- ・ 排泄、衣服の着脱などの練習
- ・ 食器洗い、洗濯などの練習
- ・ ショッピング、調理実習、作業的な活動

#### (2) 創作活動

- ・ 制作（季節や行事など）

#### (3) 地域交流の機会の提供

- ・ 保育園児と散歩（屋外）
- ・ ボランティア、実習生の受け入れ

#### (4) 余暇の提供

- ・ レクリエーション
- ・ 季節の行事  
4月・花見      8月・水遊び      12月・クリスマス      1月・初詣
- ・ 身体機能を高める活動  
公園で遊ぶ、散歩、足浴、マッサージ

#### (5) 個別支援計画

保護者の意向を踏まえ医療機関や保健・福祉・教育の関係機関と連携し、一人ひとりの状態に即した計画を作成。又、計画の評価・見直しを半年ごとに実施。

#### (6) その他

送迎については、原則保護者での対応  
(養護学校、市内の学校へのお迎えは職員対応。)

### 3. 利用対象児童

市・町に放課後等デイサービスが必要と認められた、就学後の障がいのある児童  
対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

### 4. 実施時間

月～金曜日 午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分

長期休暇（平日） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※休館日 土・日曜日、祝日、盆(8月13日～15日)、年末年始(12月30日～1月3日)

### 5. 実施場所

益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

### 6. 利用定員 10 名

### 7. 利用料

- ・原則 1 割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項説明書に定める）

### 8. 職員体制

|             |     |               |
|-------------|-----|---------------|
| 管理者         | 常 勤 | 1 名（兼務）       |
| 児童発達支援管理責任者 | 常 勤 | 1 名（兼務）       |
| 児童指導員       | 常 勤 | 5 名（うち兼務 4 名） |
|             | 非常勤 | 1 名           |
| 保育士         | 常 勤 | 1 名（兼務）       |

※必要に応じ非常勤職員配置

### 9. その他

保護者交流会

職員研修

- ・担当職員会議  
月 1 回実施（個別支援計画評価・月行事計画・ヒヤリハット等）
- ・職員勉強会
- ・障がい児（者）虐待防止研修、人権研修
- ・専門研修（発達障害、感覚統合、自閉症スペクトラム、強度行動障がいなど）
- ・視察研修

## 避難訓練（年2回）

### 〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・新規利用者で行き場がなく、放課後等デイサービスを希望する相談が増えている。見学も踏まえ受け入れ体制を整え検討していく。
- ・登録者は益田養護学校と特別支援学級の生徒で様々な障がいを持った児童が利用している。保護者のニーズに沿った、落ち着いて過ごせる居場所を提供する。
- ・障がいを持つ利用者の支援には、専門的な知識が必要なため研修等に積極的に参加していく。
- ・連携機関と情報を共有し、利用者のニーズに応えられるよう支援をする。

## 日中一時事業

### 1. 事業目的

障がい者（児）に対して日中における活動の場を提供することにより、障がい者（児）の家族の就労を支援するとともに、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。

### 2. 事業内容

見守り、社会に適応するための日常的な訓練または創作的活動等の機会の提供。  
児童については、放課後等デイサービス実施時間外の希望に対応する。

### 3. 利用対象者（児）

日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市・町が認めた障がい者（児）

対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

### 4. 実施時間

月～金曜日 午前 8 時から午後 6 時 30 分

### 5. 実施場所

益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

## 相談支援事業

### ○島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務

目的 益田圏域において専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築・高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に適切な支援が提供される体制整備を図ることを目的とする。

### 事業内容

#### ①各種相談支援

電話・面接等による療養・日常生活・各種サービス・就労などに関する相談・支援及び情報提供を行う。\* 必要に応じケース会議を実施

#### ②家族支援の実施

高次脳機能障がい者の家族に対して、障がいや療養生活及びリハビリテーションに関する学習の場を提供する。(当事者・家族の集いを年に2回実施)

#### ③地域支援ネットワーク会議の開催

関係機関や関係団体等が連携を図りながら適切な支援を円滑に提供できるように、地域でのネットワークづくりを推進する。

#### ④その他高次脳機能障がい者支援のための活動

\* 普及啓発のため、パンフレットの配布や、勉強会の実施

|     | 拠点業務事業日程(予定)  | 研修会等(予定)                                       |
|-----|---------------|--|
| 5月  | ネットワーク会議(1回目) |  |
| 6月  |               | 全国協議会、支援コーディネーター全国会議・シンポジウム第1回(Web会議方式 Zoom) * |
| 7月  | 家族の集い(1回目)    |  |
| 9月  |               | 県主催研修会(松江)                                     |
| 10月 | 益田圏域研修会       |  |
| 12月 | 家族の集い(2回目)    |  |
| 1月  |               | 中国ブロック協議会・研修会(島根)                              |
| 2月  | ネットワーク会議(2回目) | 全国協議会、支援コーディネーター全国会議・シンポジウム第2回(Web会議方式 Zoom) * |

※西部地域連絡会議・ケース検討会議(毎月)

※島根県自立支援協議会高次脳機能障がい部会、コーディネーター連絡会議への出席

\* 印については、どちらかに出席

## ○委託相談支援事業

目的 障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族等からの相談に応じ必要な情報提供や支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を行うとともに、地域の関係機関の連携強化を図り、地域で生活する障がい者や家族等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### 事業内容

1. 福祉サービスの利用援助
  - ①サービスの情報提供、サービス利用の助言、サービス提供事業者等の紹介
  - ②その他必要な保健医療サービス、制度の利用援助
2. 社会資源を活用するための支援
  - ①福祉機器・情報機器の情報提供、利用助言
  - ②外出をするための支援（外出方法、交通機関の利用、移動手段等の助言）
  - ③住宅に関する相談（住宅改修の助言、住宅の情報提供）
  - ④ボランティア等の紹介
  - ⑤生活情報の提供
3. 社会生活力を高めるための支援
  - ①障がい受容、病状・医療についての助言
  - ②人間関係（介助者・職場・家庭・地域等）に関する支援、助言
  - ③就労・教育に関する助言
  - ④趣味、余暇活動の支援
  - ⑤金銭管理等の助言
  - ⑥当事者活動の支援
4. 権利擁護のために必要な支援
  - ①利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために必要な関係機関との連携
  - ②日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介、利用の援助
5. 専門機関の紹介等
  - ①障がい者のニーズに応じた各種専門機関の紹介
6. 自立支援協議会、障がい者団体、地域住民等との連携など
  - ①自立支援協議会や相談支援会議への参加

②情報周知のための説明会・相談会の実施

③その他地域啓発と社会資源の開発に寄与すると考えられる活動への参加、実施

## 7. 益田市から委託の障害支援区分認定調査の実施

利用対象者 益田圏域に在住する障がい児・者及びその家族や介護者等で、相談支援を必要とする者

実施時間 平日 午前8時30分から午後5時30分

休業日 土、日、祝日、12月30日から1月3日

実施場所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内  
相談支援事業所ほっと

担当職員 相談支援専門員 4名（常勤3名、パート1名）

### <研修・会議参加計画>

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 相談支援従事者現任者研修【前期】             | 出雲 2日間×2名 |
| 相談支援従事者現任者研修【中期】             | 出雲 1日間×2名 |
| 相談支援従事者現任者研修【後期】             | 出雲 1日間×2名 |
| 相談支援従事者スキルアップ研修              | 出雲 2日間    |
| 福祉職員キャリアパス対応生涯研修             | 浜田 2日間    |
| 相談支援事業所と市町村との連絡会議            | 浜田 1日間    |
| 相談支援専門員協会研修会                 | 出雲 6日間    |
| サービス管理責任者更新研修                | 出雲 1日間×2名 |
| 自立支援協議会 障がい福祉人材育成部会及び相談支援会議  |           |
| 精神障がい者地域移行・地域定着支援益田圏域会議      |           |
| 益田・鹿足地区生活支援会議、ウインド益田ブロック連絡会議 |           |
| 益田障がい者就業・生活支援センター連絡会議        |           |

## ○指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業

目 的 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

### 事 業 内 容

（計画相談支援）

ケアマネジメントの手法を用いた個別相談、サービス等利用計画書の作成及びモニタリング

（基本相談支援）

- ①福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ②福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥地域で生活していく上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく上での力をつけるための個別援助・支援
- ⑧成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

### 利用対象者

（特定相談支援事業）

益田圏域に在住する障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）

（障害児相談支援事業）

益田圏域に在住する障害児通所支援事業を利用する障がい児

実 施 時 間 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

休 業 日 土、日、祝日、12月30日から1月3日

実 施 場 所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内  
相談支援事業所ほっと

担 当 職 員 相談支援専門員 4名（常勤3名、パート1名）

## ○指定一般相談支援事業

目的 障がい者（児）が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意思に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行う。入院、入所から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

### 事業内容

#### （地域移行支援）

- ①地域生活の準備のための外出への同行支援
- ②入居に関わる支援
- ③障がい福祉サービスほか社会資源の利用の支援
- ④家族、関係機関等との調整
- ⑤自立支援ボランティアの活用

#### （地域定着支援）

- ①障がい福祉サービスほか社会資源の継続利用の支援
- ②常時（24時間）の連絡体制の確保  
\*携帯電話にて休日、夜間対応を行う（相談、緊急対応）

#### （基本相談）

- ①福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ②福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥地域で生活して行く上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していくための力をつけるための個別的援助・支援
- ⑧成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

#### 利用対象者（地域移行支援）

- ①精神科病院等に入院している精神障がい者
- ②障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者（児）

(地域定着支援)

- ①施設、病院、家族との同居から単身生活に移行した障がい者
- ②地域生活が不安な障がい者
- ③家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者

実施時間 平日 午前8時30分から午後5時30分  
※地域定着支援のみ24時間  
(但し午後5時30分以降、休業日は携帯電話にて対応)

休業日 土、日、祝日、12月30日から1月3日

実施場所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内  
相談支援事業所ほっと

担当職員 相談支援専門員 2名 (常勤)

<今年度の重点取り組み事項>

- ・高次脳機能障がい者に適切な支援が円滑に行えるように医療から福祉までのネットワークの構築を進める。
- ・Webなどを活用した研修に参加し相談支援技術の研鑽に励み、当事者、家族の意向を受け止め、サービス等利用計画の作成を行う
- ・タイムリーな支援が行えるよう、日頃から計画的に業務を行う。

## 就労継続支援 B 型事業

### 1. 事業目的

一般就労を目指す方または福祉的就労を希望する方に対して、就労、生産活動及び社会参加の機会を提供するとともに就労及び生活習慣に必要な知識・能力の向上や維持のために、一人ひとりのニーズにそった計画に基づき必要な訓練等を行い、自立した社会生活が営めるよう支援する。

### 2. 事業内容

利用者個々の目標（一般就労、福祉的就労、社会参加、生活リズムの維持）に応じた作業遂行能力、健康管理、生活面などを考慮し、自立に向けての支援を行う。利用開始時に本人のニーズに沿った個別支援計画書を作成し、それに基づき利用者の支援を実施、その後必要に応じて計画書の評価・見直しを行う。以下の表にかかげる生産活動を行う。

#### (1) 生産活動

##### 【レインボーハウス】

| 作業     | 作業内容                |
|--------|---------------------|
| ウエス販売  | タオル・シーツウエスの製造販売     |
| 印刷事業   | 名刺・広報誌等の印刷          |
| 受託事業   | 封入などの内職作業、データ入力作業など |
| 農福連携事業 | 野菜の作付、販売            |
| 製造事業   | 菓子製造販売              |

##### 【たんぽぽ】

| 作業     | 作業内容                          |
|--------|-------------------------------|
| 受託事業   | 自動車部品のバリ取り等、タオルたたみ作業、封入など内職作業 |
| 自主製品販売 | 不織布製品・雑貨等製造販売                 |

#### (2) 職場実習支援

施設以外の場所での就労体験を通して基本的労働習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就労意欲の向上の為に施設外就労（職員同行）又は施設外支援を行う。

障がい者就業・生活支援センターエスポアやハローワーク等と連携を取り「障がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等の事業を活用し、一般就労に向けての支援を行う。

### (3) 就労に必要な知識と能力の訓練

生産活動に積極的に参加し、基本的労働習慣（規則遵守、安全管理）や対人技能（コミュニケーション、感情コントロール）、日常生活管理（あいさつ、身だしなみ）、健康管理を身につける訓練を行う。

## 3. 利用対象者（市町村の支給決定が必要）

就労移行支援事業等を利用した方であり、一般企業等の雇用契約が難しい方などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

## 4. 利用者への支援内容

### (1) 生活支援

利用者が地域社会の中で安心して生活が営まれるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

### (2) 職業指導

利用者が生産活動を行う上で必要な基本的技術の習得と就労意欲の向上を図る。

### (3) 情報提供

利用者にサービス提供及び自立した社会生活を営む上で必要な情報を提供する。

### (4) 健康管理

常に利用者の健康状態に留意し、定期健康診断を実施し健康維持に努める。

さらに、関係医療機関等と連携し、健やかな生活がおくれるよう支援する。

### (5) 給食の提供

個別支援計画書に基づき、季節ごとに旬の食材を使い、栄養バランスの整った適温給食を提供する。さらに四季に応じた行事食の提供も行う。

## 5. 勤務時間・休日等

1日実働5時間の勤務時間とする。(9:00~15:30)

休日は土・日、祝・祭日、盆(8月13日から15日)、年末年始(12月30日から1月3日)は休みとする。ただし、印刷業務・イベント等の出店がある場合は、状況に応じて対応する。

## 6. 利用定員

就労継続支援B型事業 19名

## 7. 通勤方法

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。ただし、個別支援計画書により送迎の必要がある利用者については、送迎を行う。(益田駅方面、津和野方面、高津方面と施設間の送迎あり)

## 8. 利用料

- ・原則1割負担(所得の状況により軽減措置あり)
- ・食材料費 実費(重要事項説明書に定める)

## 9. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。工賃評価表については、工賃支給規程の定めによる。

## 10. 実施場所

レインボーハウス 益田市横田町 2087 番地 1  
たんぽぽ 益田市乙吉町イ 110-1

## 11. 職員構成

|           |    |        |
|-----------|----|--------|
| 管理者       | 常勤 | 1名(兼務) |
| サービス管理責任者 | 常勤 | 1名以上   |
| 職業指導員     | 常勤 | 1名以上   |
| 生活支援員     | 常勤 | 1名以上   |
| 目標工賃達成指導員 | 常勤 | 1名     |

## 12. 年間行事計画

|    |           |     |            |
|----|-----------|-----|------------|
| 4月 | お花見       | 10月 |            |
| 5月 | 健康診断      | 11月 | 避難訓練       |
| 6月 | 避難訓練      | 12月 | 忘年会        |
| 7月 | 福祉ゾーン美化活動 | 1月  | 初詣・茶話会     |
| 8月 | 茶話会       | 2月  | 利用者会議      |
| 9月 | 交流会       | 3月  | 利用者説明会・茶話会 |

### (1) 実習生の受入

中学生、高校生及び大学生等の障がい者施設実習先として対応する。

(2) ボランティアの受入

精神保健ボランティア「こもれび」等、ボランティアの受け入れを積極的に行う。

(3) 体験実習生の受入

益田養護学校中学部・高等部生徒、益田圏域の特別支援学級の生徒の体験実習の場として対応する。

(4) 職員研修

《施設外》

- ・ 人権・権利擁護研修
- ・ 虐待防止、権利擁護研修
- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅職員研修）
- ・ リスクマネジメント研修
- ・ 職場適応援助者スキルアップ研修
- ・ 視察研修（就労継続支援B型事業を行っている法人1ヶ所）
- ・ 工賃向上計画作成セミナー
- ・ 就労支援基礎研修
- ・ 食品衛生責任者養成講習会

《施設内》

- ・ 精神障がい、発達障がい支援研修（外部講師）
- ・ 工賃向上計画作成研修

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・ 個別支援計画の充実と、一人ひとりのニーズのあった支援を行う。
- ・ 就労面だけでなく、生活面の課題を抱える方が増えてきている。多職種との連携を強化し、その人が望む生活に近づけるよう、支援を行う。
- ・ ウェス販売の原材料確保を安定的に行えるよう仕入先の開拓と販路拡大を目指す。
- ・ 焼きドーナツの製造ラインの確立と販路開拓に取り組む。